

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	11	府 省 庁 名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望 項目名	被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充等		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置：災害により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地 被災代替家屋に係る税額の特例措置：震災等により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が、当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋 ・ 特例措置の内容 ＜現行制度＞ 被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置：市町村長が認めた場合に限り、原則として被災後 2 年度（被災市街地復興推進地域内の土地については被災後 4 年度）の間、上記の土地を住宅用地とみなして固定資産税等を軽減する特例措置（令和 2 年 7 月豪雨について、令和 5 年度税制改正において講じた 2 年間の期限延長の措置の適用期限が令和 6 年度に到来） 被災代替家屋に係る税額の特例措置：被災から 4 年を経過する年度までに取得等した上記家屋について、当該取得等後 4 年度分固定資産税等を軽減する特例措置（令和 2 年 7 月豪雨について、令和 6 年度に適用期限が到来） ＜要望内容＞ 令和 2 年 7 月豪雨に係る現行の措置を 2 年間（令和 9 年 3 月 31 日まで）延長する拡充を行う。 なお、令和 6 年度末に期限を迎える、熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置については、期限の延長をしない。		
関係条文	（ 地方税法第 349 条の 3 の 3、第 352 条の 3、第 702 条の 3、第 702 条の 4 の 2、附則第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 16 条の 4 地方税法施行令第 52 条の 13、第 52 条の 13 の 3、第 56 条の 84 の 2、附則第 12 条の 4、第 12 条の 5、第 12 条の 6 地方税法施行規則第 12 条の 3、第 15 条の 4 の 2、第 24 条の 29 の 2、附則第 7 条の 3、第 7 条の 4、第 7 条の 5		
減収 見込額	[初年度] ▲6.2 （ — ） [平年度] ▲7.1 （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		

要望理由	(1) 政策目的 令和2年7月豪雨により住宅等が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の生活の再建を支援する。 (2) 施策の必要性 災害により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地については、市町村長が認めた場合に限る、被災後2年度分（被災市街地復興推進地域内の土地については被災後4年度分。）の固定資産税等について住宅用地特例を適用し、被災者の負担を軽減する措置がとられている。 また、被災から4年を経過する年度までに、震災等により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が、当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該家屋を改築した場合における当該取得等された家屋について、当該取得等後4年度分固定資産税等を軽減し、被災者の負担を軽減する措置がとられている。 しかし、土地区画整理事業や河川改修等の公共事業が完了していないこと等により、令和7年度以降も住宅等を失った被災者が住宅等の再建に着手できない場合も想定されるところ、令和2年7月豪雨の被災地では上記特例の双方が今年度で適用期限を迎え、来年度から特例が適用されなくなるため被災者の負担が増加し、被災者の生活再建が遅れることが懸念される。 そのため、被災者の早急な生活再建を支援するために、本特例措置を延長し、被災者の負担を軽減する必要がある。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策体系における政策目的の位置付け（国土交通省）】 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定） 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 8. 防災・減災及び国土強靱化の推進 （2）東日本大震災、能登半島地震等からの復旧・復興（略）また、災害からの復旧・復興に全力を尽くす。 【政策体系における政策目的の位置付け（内閣府）】 政策：7. 防災 施策：7. 防災に関する施策の推進
		政策の達成目標	令和2年7月豪雨により住宅等を失った被災者の早急な生活再建
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	令和2年7月豪雨の被災地における応急仮設住宅入居戸数（令和6年5月時点）：229戸
	有効性	要望の措置の適用見込み	① 被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置 令和7年度：少なくとも382件、令和8年度：少なくとも354件 ② 被災代替家屋に係る税額の特例措置 令和7年度：少なくとも28件、令和8年度：少なくとも16件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	令和2年7月豪雨により住宅等を失った被災者が、河川改修や宅地造成等の公共事業が完了していないこと等により被災後4年度を経過しても住宅の再建に着手できない場合であっても、引き続き当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な生活再建に資するものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、住宅等の再建を望みつつも、河川改修や宅地造成等の公共事業が完了していないこと等により、令和2年7月豪雨による被災の後4年度を経過しても住宅等の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、当該災害により住宅等が滅失又は損壊した被災者の生活の再建に資するものである。

税負担軽減措置等の適用実績

1. 被災住宅用地特例
(1) 固定資産税

	適用件数	減額後の課税標準額	減収額
令和元年度	一件	11,755 百万円	823 百万円
令和2年度	一件	8,097 百万円	567 百万円
令和3年度	一件	4,869 百万円	341 百万円
令和4年度	一件	2,418 百万円	169 百万円
令和5年度	一件	2,392 百万円	167 百万円

(出典：固定資産の価格等の概要調書（総務省）より（減収額は推計値）)

※令和元年度・2年度は熊本地震、令和3年度・令和4年度は熊本地震及び平成30年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計、令和5年度は熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和2年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計

(2) 都市計画税

	適用件数	減額後の課税標準額	減収額
令和元年度	一件	(200㎡以下) 7,935 百万円 (200㎡超) 2,559 百万円	(200㎡以下) 48 百万円 (200㎡超) 4 百万円
令和2年度	一件	(200㎡以下) 5,279 百万円 (200㎡超) 1,721 百万円	(200㎡以下) 32 百万円 (200㎡超) 3 百万円
令和3年度	一件	(200㎡以下) 765 百万円 (200㎡超) 295 百万円	(200㎡以下) 5 百万円 (200㎡超) 0.4 百万円
令和4年度	一件	(200㎡以下) 615 百万円 (200㎡超) 238 百万円	(200㎡以下) 4 百万円 (200㎡超) 0.3 百万円
令和5年度	一件	(200㎡以下) 575 百万円 (200㎡超) 702 百万円	(200㎡以下) 3 百万円 (200㎡超) 1 百万円

(出典：市町村交付金及び都市計画税に関する調（総務省）より（減収額は推計値）)

※令和元年度・2年度は熊本地震、令和3年度・令和4年度は熊本地震及び平成30年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計、令和5年度は熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和2年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計

2. 被災代替家屋特例
(1) 固定資産税

	適用件数	軽減税額	減収額
令和元年度	-	-	-
令和2年度	-	-	-
令和3年度	586 件	20 百万円	20 百万円
令和4年度	379 件	16 百万円	16 百万円
令和5年度	379 件	22 百万円	22 百万円

(出典：固定資産の価格等の概要調書（総務省）より)

※令和3年度・令和4年度・令和5年度は熊本地震において被災代替家屋特例が適用された家屋の額

(2) 都市計画税

	適用件数	軽減税額	減収額
令和元年度	-	-	-
令和2年度	-	-	-
令和3年度	-	-	-
令和4年度	-	-	-
令和5年度	-	1,279 百万円	4 百万円

(出典：市町村交付金及び都市計画税に関する調（総務省）より（減収額は減額分に相当する課税標準額に都市計画税の税率（0.3%）を乗じて算出したもの）)

※令和5年度は熊本地震において被災代替家屋特例が適用された家屋の額

	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	災害により住宅等を失った被災者が、河川改修や宅地造成等の公共事業が完了していないこと等により住宅の再建に着手できない場合であっても、当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な生活再建に資するものである。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和元年度 拡充（熊本地震に係る被災市街地復興推進地域外における被災住宅用地等特例の適用期限を2年度延長） 令和3年度 拡充（熊本地震に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の適用期限を2年度延長。平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地等特例の適用期限を2年度延長。） 令和5年度 拡充（熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の適用期限を2年度延長。令和2年7月豪雨に係る被災市街地復興推進地域外における被災住宅用地等特例の適用期限を2年度延長。）	